

## 経費の節減のために、 また通勤経路の見直しを追求する会社

昨年末、会社は各現場において「最も安価な経路」で通勤するようにと通勤手当の経路の再申請を行わせました。多くの交通手段がある社員は15分以上所要時間が短縮できない場合は一番お金のかからない経路を申請しなさいというものです。

### Aさんの場合

Aさんは、犬山市に自宅があり名古屋まで通勤しています。Aさんは再申請で、名鉄犬山～名鉄新名古屋まで直行の名鉄犬山線の経路ではなく、J R鵜沼駅に行き、J R高山線経由で岐阜駅まで出て岐阜からはJ R東海道線で名古屋駅まで通勤することが指定されました。

### いくつかの問題点があります

Aさんは、自宅の近くにも職場があるので、そこへ転勤したいと伝えてきていましたが、近くの職場には転勤できず、何年も名古屋付近の職場に通っています。会社の都合で遠方に通勤しているのです。

J Rと名鉄との通勤時間は15分以下の所要時間の場合もあるかもしれませんが、列車本数は遙かに違います。さらには、乗り換えが何度も発生するので、時間的ロスが多く発生します。この時間は15分に含めてもらえません。

運賃は、名鉄の場合540円、J Rは通勤パスがありますが、実際は820円です。つまり一般の会社では名鉄の経路が指定されますが、Aさんは時間もお金もかかる遠廻りな経路が指定されるのです。そしてこの820円は標準報酬に反映されるため、さらにAさんは負担を強いられるのです。

Aさんはこれまで何年も、名鉄を利用することが許可されていましたが、急に不許可になりました。別の人では通勤費がさかのぼって返却させられた人もいます。

### 通勤のロスは人生のロス

会社に出勤する場合、早く出勤できる通勤経路を選択できるようにすべきです。毎日私たちは通勤しているのです。この通勤のロスが人生のロスにつながらないように、東海労は改善を求めます。